

徳島県企業局内部統制に関する方針（案）について

1 経緯

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）により、地方公共団体における内部統制制度が導入された（令和2.4.1施行）ことに鑑み、知事部局と連携し、内部統制制度に取り組む。

<改正地方自治法の概要>

- (1) 知事は、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備
- (2) 方針を策定した知事は、毎会計年度、内部統制評価報告書を作成し、議会に提出

2 基本的考え方

人口減少社会において、地方公営企業の経営原則に基づき、事業を通じて県民生活の向上と地域社会への貢献を行うためには、限られた人員で効率的かつ効果的に業務を遂行するとともに、職員一人一人が法令等を遵守し、資産を的確に保全するための体制を整備する必要がある。

このため、内部統制制度を導入することにより、企業局が所管する事業の運営の適正性を確保し、県民の事業に対する信頼を向上させるよう取組を推進する。

3 方針の構成

- (1) 内部統制の目的及び取組項目
- (2) 内部統制の対象事務
財務に関する事務
- (3) 内部統制の有効性確保のための取組
- (4) 内部統制における知事部局との連携

4 内部統制推進体制の整備

方針の策定及び内部統制に係る取組を総合的に推進する体制として、企業局長を推進責任者とする「徳島県企業局内部統制推進本部」を設置（令和2.2設置）。

5 今後のスケジュール

令和2年3月	方針の策定及び企業局ホームページで公表
4月	内部統制制度・本格運用開始
R3年度	内部統制評価報告書（R2年度分）作成 監査委員の意見を付けて議会に提出

徳島県企業局内部統制に関する方針（案）

人口減少社会において、地方公営企業の経営原則に基づき、事業を通じて県民生活の向上と地域社会への貢献を行うためには、限られた人員で効率的かつ効果的に業務を遂行するとともに、職員一人一人が法令等を遵守し、資産を的確に保全するための体制を整備する必要があります。

このため、内部統制制度を導入することにより、企業局が所管する事業の運営の適正性を確保し、県民の事業に対する信頼を向上させるため、以下のとおり取り組みます。

1 内部統制の目的及び取組項目

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

限られた人員で最大の効果を発揮するため、円滑な事務執行体制の整備やAI等の革新的な技術の活用による、業務の効率的かつ効果的な遂行に取り組みます。

(2) 財務報告等の信頼性の確保

日常業務に潜むリスクを把握し、常に適正な手続による予算執行を行うとともに、情報を適切に管理し、決算書類をはじめとする財務報告の信頼性の確保に取り組みます。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

職員一人一人が、業務の遂行に係る法令等を正しく理解するとともに、組織的なチェック体制を整備し、その遵守に着実に取り組みます。

(4) 資産の保全

資産の取得や使用、処分に当たり、適正な手続による資産の保全に取り組みます。

2 内部統制の対象事務

内部統制の対象事務は、「財務に関する事務」とします。

3 内部統制の有効性確保のための取組

(1) 推進体制の構築

企業局長を推進責任者とする内部統制推進体制を構築し、適切な制度運用を図ります。

(2) 監査委員との連携

監査委員と情報共有や意見交換等を行い、効果的な制度運用に努めます。

(3) 評価の実施

内部統制の整備状況及び運用状況を評価し、県議会への報告及び県民への公表を行います。

(4) 制度運用の見直し

内部統制の整備状況及び運用状況に関する評価結果や、これに対する監査委員の意見等を踏まえ、必要に応じ、制度運用の見直しを行います。

4 内部統制における知事部局との連携

知事部局における内部統制の取組と連携し、効果的な制度運用に努めます。

令和2年 月 日

徳島県企業局長 木下 慎次